

精神障害者に対する雇用率の適用

精神障害者に対する雇用率制度の適用

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）を各企業の雇用率（実雇用率）に算定できることとなります。また、納付金・調整金・報奨金の算定においても同様の取扱いとなります。

なお、法定雇用率（民間企業は1.8%）は現行通りです。

【改正前】

$$\text{各企業の雇用率算定 (実雇用率)} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$

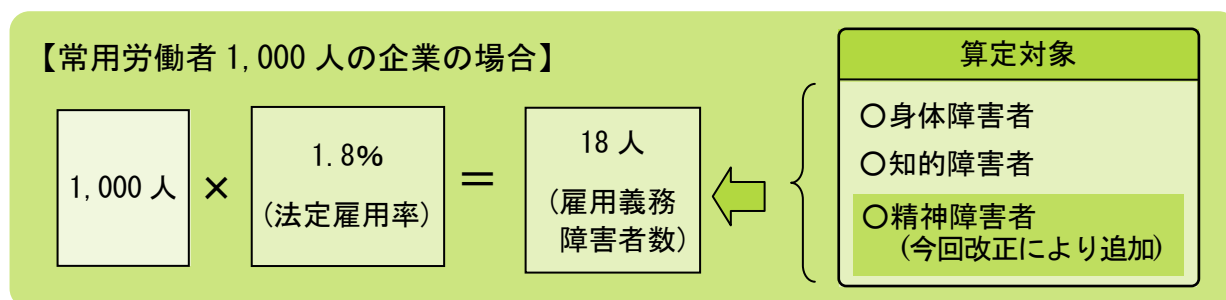


【改正後】

$$\text{各企業の雇用率算定 (実雇用率)} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数} + \text{雇用する精神障害者の数 (※)}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$$

※ 短時間労働（20時間以上30時間未満）の精神障害者についても0.5人分とカウントし、各企業の雇用率（実雇用率）に算定できます。

（参考）改正後の雇用率適用（例）



障害者の把握・確認に当たって

障害者雇用状況報告等に当たって、精神障害者をはじめとする障害者を把握・確認する際には、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」により、障害者の適正な把握・確認に努めてください。

※ 「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai/sha01/060401.html>) に掲載しておりますので、ご活用ください。

精神障害者に対する雇用支援策の充実

平成 17 年 10 月より、地域障害者職業センターにおいて、新規雇用、復職から雇用継続について総合的な支援を行う「精神障害者総合雇用支援」を実施しています。また、ジョブコーチ助成金を創設するとともに、グループ就労訓練助成金を創設しました。

事業主のみなさまにおかれては、これらの雇用支援策などを活用しながら、精神障害者の雇用促進に努めてください。

（参考）精神障害者保健福祉手帳とは

◇ 目的

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るために、平成 7 年に創設された制度です。

手帳の交付を受けた方は、日常生活や社会生活に障害があることが証明され、各方面の協力により各種の支援を受けることができます。

◇ 対象

精神疾患を有する者（精神保健福祉法第 5 条の定義による精神障害者）のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者（障害者基本法の障害者）です。

統合失調症、そううつ病（気分障害）、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患の全てが対象となります。

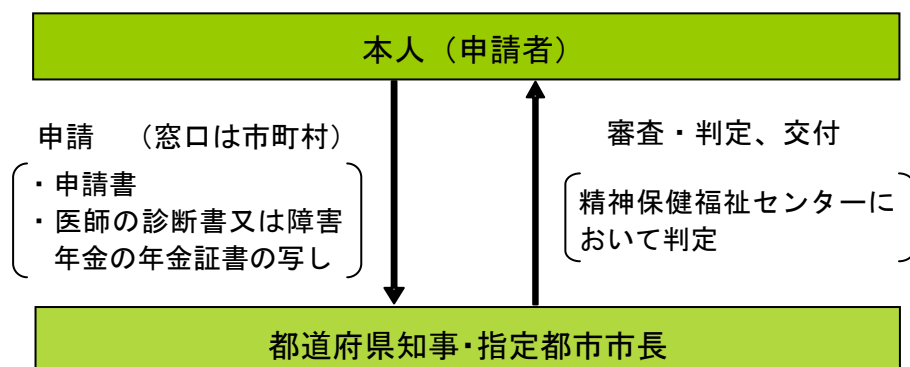
◇ 手帳所持者に対する支援策

手帳をお持ちの方は、次のような支援を受けることができます。

- ・ 税制上の優遇措置（所得税及び住民税の障害者控除等）
- ・ 生活保護の障害者加算
- ・ 生活福祉資金の貸付
- ・ NTT 番号案内無料
- ・ 携帯電話の基本料・付加機能使用料 50%割引

自治体によっては、このほか公共交通機関の運賃割引等が受けられます。詳しくは、各自自治体にお問い合わせ下さい。

◇ 手帳交付の流れ



注）手帳の有効期限は 2 年間。2 年ごとに障害の状態を再認定し、更新。